

玉村町経営改革実施計画

平成18年1月

玉 村 町

～ 集中改革プランとの関係 ～

< 集中改革プランの取組項目 >

- (1) 事務事業の再編・整理等 A
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用） B
- (3) 定員管理の適正化 C
- (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 D
- (5) 第三セクターの見直し E
- (6) 経費節減等の財政効果 F
- (7) 地方公営企業関係 G

目 次

印は、玉村町経営改革町民委員会の提言に基づくものです。

経営方針 「町民参画・協働の推進と町民満足度を向上させる行政経営」

【経営戦略1】 町民の皆さんの意見や考えを行政活動につなげ、協働のまちづくりを推進するため、町民参画型行政を進めます。

町民の目線に立った事業やサービスを実施するため、町民の生の声やニーズを把握する機能を強化します。

集中改革プランとの関係

(1) 広聴機能の強化			
1 町長へのダイレクトメール（電子メール）の充実	1	A	
2 広聴用はがき「みんなの声」の活用による広聴機能の充実	1	A	
3 電子会議室の研究	1	A	
4 定期的な町民満足度調査の実施	1	A	
5 町政モニターの充実	1	A	

町民とのパートナーシップの視点に立ち、情報公開を積極的に進め行政の透明性を確保します。

(1) 情報公開の推進			
6 町長交際費の公表	2	A	
7 愛町箱、広聴用はがき「みんなの声」、町長ダイレクトメールの公表	2	A	
8 行政コストの公表	2	A	
9 人事行政の運営等の状況の公表	2	A	
10 会議公開制度の構築	2	A	
(2) 情報発信機能の強化			
11 新聞社等の報道機関への情報提供	3	A	
12 ホームページの充実・強化	3	A	
13 携帯端末による情報の発信	3	A	
14 情報弱者対策の充実	3	A	
15 転入者向け案内誌の発行	3	A	
16 出前講座の充実・拡大	3	A	
17 議会だより・議会会議録のホームページ掲載	3	A	
(3) 個人情報保護の充実			
18 個人情報保護体制の強化	4	A	

重要な施策の意志決定過程に町民が参加できるシステムをつくり、行政への参画を促進します。

(1) パートナーシップ型行政の推進			
19 「玉村町経営改革町民会議」の設置	4	A	
20 自治基本条例の制定	4	A	
21 パブリックコメント制度の導入	5	A	
22 公募委員の参画拡大の推進	5	A	
23 女性委員等の参画拡大の推進	5	A	
24 町民参画による広報づくり	5	A	
25 広域幹線道路将来道路予定地利活用構想の策定	5	A	

自助、互助、公助の視点に立ち、町民と行政との役割を考えながら「地域の力」を創出し、業務を見直します。

(1) 「地域力」の創出			
26 住民意識改革事業の実施	5	A	

27 「まちづくり活動支援補助金」の創設	6	A
28 相互扶助のシステムづくり	6	A
29 各種団体の自立支援の強化	6	A
30 自主防災・防犯組織の支援	6	A
31 官民協働による公園管理	6	A
32 自治会による除草委託（河川・道路）	6	A
33 イベントのあり方の見直し	7	A
(2) ボランティア等の推進		
34 「玉村町協働推進センター」の設置	7	A
35 N P O、町民活動組織、ボランティアの育成・支援・連携	7	A
36 ボランティア教育の推進	7	A
37 職員によるボランティアの推進	7	A
38 職員の地域組織等への参加・加入の奨励	7	A
(3) 産・学・官の連携の推進		
39 官学の協力体制の推進（県立女子大学等）	8	A
40 郵便局との連携強化	8	A

【経営戦略2】 町民満足度を向上させるため、「顧客志向」の行政経営を行います。

笑顔とさりげない優しさを基本とし、明るく親切で丁寧な対応に努めます。

(1) 明るく親切な町民対応		
41 総合案内の設置	8	A
42 窓口サービスアップ委員会の設置	8	A
43 定期的な接遇研修	8	A
44 内部講師（接遇リーダー）の育成	8	A

町民が利用しやすく、町民の目から見て清潔で綺麗な施設とします。

(1) 利便性の向上		
45 町民ニーズに応じた多様な出勤形態の検討	9	A
46 窓口の集約化の研究	9	A
47 窓口時間延長、休日窓口の検討	9	A
48 公共施設の開館時間・休館日の検討	9	A
49 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	9	A
(2) 施設美化の徹底		
50 公共施設美化の推進	9	A

事務手続を町民の視点から効率的なものとし、I T の活用により町民の利便性を高めます。

(1) 行政サービスのI T化の推進			
51 戸籍事務の電子化	10	A	B
52 公共施設の利用・予約情報の提供	10	A	B
53 電子申請・届出の導入	10	A	B
54 電子申告システムの導入	10	A	B
55 電子入札の導入	10	A	B

健康で安心して生活できる環境を構築します。

(1) 健康づくりと町民1人1スポーツの推進		
56 健康づくり推進のためのネットワーク活動の充実	10	A

57 健康づくりのための庁内横断的推進体制の構築	1 1	A
58 町民1人1スポーツの推進	1 1	A
59 スポーツ出前指導の充実	1 1	A
(2) 安全・安心まちづくりの推進		
60 安全・安心パトロールの充実	1 1	A
61 防犯対策の啓発	1 1	A
62 防犯灯設置の推進	1 1	A
(3) 生活環境の保全		
63 悪臭防止法に基づく地域指定	1 2	A

子育て支援の充実を図り、子育てを社会全体で支援する環境を構築します。

(1) 子育て支援体制の充実		
64 地域の人的資源のネットワークづくり	1 2	A
65 ファミリーサポートセンター事業の導入	1 2	A

経営方針 「職員・組織が主体的かつ連携して変革し続ける行政経営」

【経営戦略3】 一人ひとりの職員が、町民のために不断に挑戦・変革し続けます。

職員一人ひとりが将来を展望する提案を行い、主体的に改革に取り組みます。

(1) 職員の創造力・能力の活用		
66 職員提案・職場提案制度の充実	1 2	A
67 職員起業制度の構築	1 3	A
68 自主研究グループの支援	1 3	A
(2) 職員の法令遵守の徹底		
69 コンプライアンス（法令遵守）の制度化	1 3	A

町民の期待やニーズに応える職員、新しい課題に挑戦する創造的な職員が育成される学習環境を醸造します。

(1) 分権時代に求められる職員の育成		
70 人材育成方針の策定	1 3	A
71 職員研修の充実・強化	1 4	A
72 職員の能力向上のための人事異動制度の研究とプロ公務員の養成	1 4	A
73 人事交流の促進	1 4	A
74 民間派遣研修の導入	1 4	A
(2) 職員採用方法の見直し		
75 採用評価方法の充実	1 4	A
76 採用年齢幅の拡大	1 4	A

職員の努力や能力が直接反映し、個々のやる気を引き出す新しいシステムを構築します。

(1) 職員の活力の発揮			
77 人事評価制度の導入	1 5	A	D
78 目標管理制度の導入			
79 能力、成果に応じた昇給制度の確立	1 5	A	D
80 昇任試験制度の検討	1 5	A	D
81 希望降任制度の導入	1 5	A	D

【経営戦略4】 組織が互いに連携し、常に変化し続ける町民ニーズに機動的に対応できる体制づくりを進めます。

社会経済情勢や町民ニーズの変化に対応した組織・機構に再編し続けます。

(1) 組織機構の再編				
82 権限の分散・組織の統廃合による機構改革	1 5	A		F G
83 課長会議の見直し、庁議の設置検討	1 5	A		
84 附属機関の見直し	1 6	A		F
85 収入役を廃止する条例の制定（自治法 168 ）	1 6	A		F
(2) 第三セクター、地方公社等の見直し				
86 第三セクター、地方公社等の見直し	1 6			E
(3) 会議の効率化の推進				
87 会議マニュアルの作成	1 6	A		

経営改革において特に重点化が求められる分野においては、戦略的な人事配置を行います。

(1) 戦略的な人員配置				
88 行政課題対応型の役職職員の時限的配	1 6	A		

職員配置を機動的かつ弾力的に行い、小さくても機能する組織を目指します。

(1) 職員の機動的・弾力的配置				
89 柔軟な人事異動の実施	1 7	A		
90 課長への権限委譲の拡大	1 7	A		
91 職員事務量の格差是正と応援態勢の充実強化	1 7	A		

町民生活を脅かす様々な危機に対して、組織が連携して機動的に対応できる体制を構築します。

(1) 危機管理体制の構築				
92 危機管理体制の確立	1 7	A		

経営方針 「新しい時代にふさわしい効率的で小さな役場づくりを目指す行政経営」

【経営戦略5】 コストの最適化を図るとともに、質の高い施策展開を行い、財政の健全化を進めます。

改革・改善について明確な目標を掲げ、具体的な数値や期限を示します。

(1) 定員管理の適正化				
93 定員管理適正化計画に沿った定員管理（削減）の実施	1 8		C	G
(2) 財政指標				
94 財政力指数	1 8			
95 経常収支比率	1 8			
96 公債費負担比率	1 8			
97 人件費負担比率	1 8		C D	
98 収納率の向上	1 9	A		F F F F G

町の全ての仕事について、安易な前例踏襲を見直します。

(1) 事務事業の再編・整理、統合・廃止				
99 すべての事務事業の見直し	1 9	A		G

受益者負担の適正化と全庁的な歳入確保に努めます。

(1) 受益者負担の適正化				
100 受益者負担の見直し	2 0	A		F G

101	水道事業及び公共下水道事業運営審議会の設置	2 0	A		G
(2)	全庁的な歳入確保				
102	広告料の研究	2 0	A	F	G
103	未利用財産の売り払い	2 0	A	F	G
104	コンビニ収納の導入	2 0	A	F	G
105	未申告者の実態調査	2 1	A	F	G
106	新たな目的税創設の検討	2 1	A	F	G
107	超過課税の実施	2 1	A	F	G
108	ペイオフ対策と効果的な資金運用	2 1	A	F	G

徹底した歳出経費削減と、スピード、コスト、成果を重視した事業の見直しを行います。

(1)	給与・報酬等の適正化				
109	職務分類基準表の見直し	2 1		D	G
110	高齢層職員昇給抑制(55歳以上)	2 1		D	G
111	昇給運用の是正(退職時特別昇給の廃止)	2 2		D	G
112	諸手当の総点検の実施	2 2		D	G
113	管理職手当の定額化の検討	2 2		D	G
114	報酬の見直し	2 2	A	F	G
115	福利厚生事業の公費負担の見直し	2 2	A	F	G
(2)	歳出経費の見直し				
116	予算の枠配分方式の導入	2 2	A	F	G
117	予算節約奨励制度の研究	2 2	A	F	G
118	スクラップ・アンド・ビルド、サンセット方式の強化	2 3	A	F	G
119	高金利銀行等引受資金の繰上償還・低利借換	2 3	A	F	G
120	業務委託期間の複数年度化	2 3	A	F	G
121	施設管理委託料の検証	2 3	A	F	G
122	施設の建設及び増築の原則休止	2 3	A	F	G
(3)	補助金の整理・合理化、透明性の向上				
123	補助金の見直し	2 3	A	F	G
(4)	公共工事のコスト縮減				
124	公共工事のコスト縮減	2 4	A	F	G
125	多様な入札制度の活用	2 4	A	F	G
126	予定価格の事前公表	2 4	A	F	G
(5)	監査の充実				
127	監査機能の強化の研究	2 4	A	F	G

地域経済の活性化と循環型社会の構築を図ります。

(1)	地域産業の活性化				
128	企業誘致の積極的な推進	2 5	A		
129	意欲的な経営者の育成と魅力的な個店づくり	2 5	A		
130	起業・創業の支援	2 5	A		
131	構造改革特区の検討	2 5	A		
(2)	地産地消の推進				
132	「玉村町地産地消推進協議会」の設置	2 5	A		
133	「ふれあい朝市」の定例化、「地産地消屋台」の設置	2 6	A		
134	「食育推進事業」における地元農産物の利用	2 6	A		
135	給食における地産地消の推進	2 6	A		

136	グリーンツーリズムなど交流事業を通じた農業振興、農村活性化	2 6	A	
137	地元農産物の加工所の建設	2 6	A	
(3)	公共施設的环境負荷の低減			
138	地球温暖化防止実効計画の策定	2 7	A	
139	エコ・アクション21の導入	2 7	A	
(4)	ゴミの減量化・資源化の促進			
140	ゴミ減量化の支援（生ゴミ処理機の補助の啓発、草木の堆肥化、枝木のチップ化）	2 8	A	
141	資源ゴミ回収事業の徹底（集団回収の支援、白トレイの回収）	2 8	A	
142	一般廃棄物処理の有料化の検討	2 8	A	F
143	事業系一般廃棄物収集方法の検討（ごみ処理券の発行）	2 8	A	

ITによる職員間の情報の共有化により、業務の効率化と迅速化を図ります。

(1)	庁内情報共有化の推進			
144	庁内LANの整備・拡充及び情報共有化によるペーパーレス化の推進	2 9	A	
145	定期的なパソコン研修の実施	2 9	A	
146	基幹業務総合情報システムの導入	2 9	A	B
147	地図情報システムの一元化	2 9	A	B

【経営戦略6】 サービスの質の最適化を図るとともに、民間活力を積極的に導入しスリムな行政体をめざします。

行政サービスの質を、受け手の立場に立った「町民視点」「納税者視点」を重視した効果的・効率的で最適なものとします。

(1)	効果的・効率的な行政手法の導入			
148	行政評価制度の導入	2 9	A	G
149	ISO9001認証取得（事務の品質向上）	3 0	A	
150	他の自治体の先進優良事例の導入	3 0	A	G
151	民間の優れた経営手法の導入	3 0	A	G

事業実施や施設の管理運営をNPOやボランティア、民間企業等に移行させることを積極的に推進します。

(1)	指針の策定			
152	外部委託推進に係る指針の策定	3 0	A	B
153	指定管理者制度導入に係る指針の策定	3 0	A	B
(2)	事務を含めた業務委託の推進			
154	クリーンセンター管理事務の委託	3 0	A	B
155	上下水道料金収納・検針業務等の委託（コールセンター含む）	3 1	A	B
156	学校用務員業務の委託	3 1	A	B
157	学校給食センター調理業務等の委託	3 1	A	B
(3)	民営化の推進			
158	保育所の民営化	3 1	A	B
159	幼稚園の民営化	3 1	A	B
(4)	指定管理者制度の導入			
160	指定管理者制度の導入推進	3 1	A	B
(5)	PFI事業の先行活用			
161	PFI事業の先行活用	3 2	A	B

将来の発展の方向を考えながら広域的行政を引き続き研究し、自治体間の協力体制を推進します。

(1)	自治体間の協力体制の推進			
162	広域行政の研究	3 2	A	G

【経営戦略1】 - (1) 広聴機能の強化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
1	町長へのダイレクトメール（電子メール）の充実	町長に直接意見や要望を伝えられる手段として実施してきた町長へのダイレクトメールを引き続き実施し、町民からの意見や要望に町長から返信することで、町民との対話を一層充実します。 この電子メールの活用により、役場に来なくても町長へ気軽にメールを送付できるため、町民参加をより身近なものにし、より多くの町民からの意見や提案を町政に反映させることが可能となります。 また、役場に来ることの少ない人たちからも多くの意見や質問等が寄せられ、広聴機能が強化されるとともに、町長を身近に感じ、町政への関心を高めることが可能となります。						総務課
			実施					
2	広聴用はがき「みんなの声」の活用による広聴機能の充実	現在、役場庁舎に配置されている愛町箱と同様、幅広く多様な意見・提案等が寄せられるよう、広聴用はがき「みんなの声」を各公共施設に配備するとともに、広報たまむらとの同時配布による広聴用はがきにより、定期的な意見・提案等の聴取を行い広聴機能の充実を図ります。						総務課
			実施					
3	電子会議室の設置	愛町箱や広聴用はがき「みんなの声」、町長へのダイレクトメールのほか、町民の声を町政に積極的に反映する仕組みの一つとして、町ホームページに電子会議室を設置します。 町民の意見や要望、提案等を聴く手段を拡充することで、より開かれた町政運営を推進します。						総務課
			検討		実施			
4	定期的な町民満足度調査の実施	行政サービスに対して、町民がどう感じているのか、町民の視点から評価していただき、どの施策にどの程度満足しているのか、また、その重要度はどうなのか等、行政サービスの現状と行政需要を把握するとともに、満足度や重要度が高い分野、低い分野についての分析を行い、限られた資源の中で、行政としてより効果的・効率的な資源配分や重点化・優先すべき施策を確認するため、定期的な町民満足度調査を実施し、町民が主役のまちづくりを実践します。 調査結果については、事務事業の見直しや新規事業の企画立案に活用するほか、今後導入する行政評価にも反映させることにより、効果的・効率的で質の高い行政サービスの提供に役立てます。						総務課
			検討		実施			
5	町政モニターの充実	平成17年度から町政モニターの委嘱人数を8名、任期を2年に拡充することにより、町民の目から見た町政に対する意見や提案等を幅広く聴取し、町民の視点に立ったまちづくりを推進します。 また、意見交換会の回数を増やすなど活性化を図るとともに、意見の概要及び町の考え方について広く広報等でお知らせすることにより、町民参加の意識を高めます。						総務課
			実施					

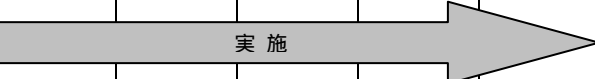
【経営戦略1】 - (1) 情報公開の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
6	町長交際費の公表	町長交際費は、町政を円滑に運営するため、町長が町を代表して外部との渉外、慶弔、協賛などの目的で支出する経費です。その支出にあたっては、社会通念上適正な範囲内で、必要最低限の額となるよう努めています。 すでに情報公開請求により、その用途を公開していますが、より広く町民に公開し、町民から信頼される「開かれた町政」をさらに進めるため、今後、町長交際費支出基準を定め、町ホームページに公表します。	検討	実施				総務課
7	愛町箱、広聴用はがき「みんなの声」、町長へのダイレクトメールの公表	積極的な情報公開の一貫として、愛町箱、広聴用はがき「みんなの声」、町長へのダイレクトメールで提案のあった意見のうち、行政運営に役立つと思われるものについては、その概要及び町の考え方を広報やホームページ等で公表（個人を特定する情報を除く）し、町民に対して説明責任を果たすことにより、行政の透明性を確保するとともに、町民の町政への参加意識を高めます。	検討	実施				総務課
8	行政コストの公表	地方公共団体は、民間企業のように利益を追求する団体ではないが、地方自治法に定められている「最少の経費で最大の効果を挙げる」ためには、常にコスト意識を持って仕事をするのが重要です。 地方公共団体の行政活動は、人的サービスや物的サービスなど、資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めています。 この行政サービスの提供のため、町がどのような活動をしたのか、コスト（費用）という側面から、1年間に実施した活動実績に関する情報として、行政コスト計算書を作成し、町の財政状況をより詳しく町民のみなさんにお知らせすることで、開かれた町政運営を推進します。	検討	実施				総務課
9	人事行政の運営等の状況の公表	平成17年4月に制定した「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や勤務条件などの人事行政の運営状況を毎年、広報やホームページ等を活用して広く町民に公表することによって、人事行政の透明性を高め、その公正な運営に努めます。	実施				総務課	
10	会議公開制度の構築	総合的な情報公開の一環として、町民参加による公正で開かれた町政を一層推進するため、町が行う様々な事業の企画や立案、政策の決定などの過程で、広く町民の皆さんの意見や専門的な知識を反映させるために設けている町の附属機関等（各種審議会など）の会議を透明性や公平性の観点から、基準に基づき公開し、住民の皆さんに傍聴していただく制度を構築します。	検討	実施				総務課

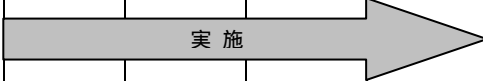
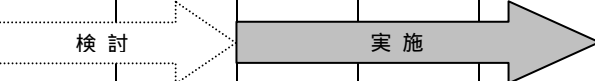
【経営戦略1】 - (2) 情報発信機能の強化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
11	新聞社等の報道機関への情報提供	最新の町政情報やイベント開催等について、新聞社等の報道機関へ積極的に情報提供し、新聞等のメディアを通じて広報活動を一層推進します。						総務課
			実施					
12	ホームページの充実・強化	役場に訪れなくても、インターネットを活用した町政情報が利用できる環境の構築を研究するなど、アクセシブル(誰もが利用できて、しかも使いやすい)で充実したホームページの作成・強化に取り組みます。 このホームページの積極的な活用により、町民にタイムリーな情報を提供し、町民との情報共有化を推進します。						総務課
			実施					
13	携帯端末による情報の発信	携帯電話の普及に伴い、携帯端末(iモードなど)を使った情報検索、情報提供等が日常化し、その活用が求められています。 現在、町では消防団員に対し緊急情報の伝達手段として携帯端末を活用していますが、さらに、他の行政分野においても、携帯端末を活用した情報の提供に向けた研究を進めます。						総務課
			実施					
14	情報弱者対策の充実	高齢社会における情報通信のあり方、支援の研究を進めるとともに、高齢者や障害を持った方等のいわゆる情報弱者が行政情報を享受できる環境の充実を図ります。						総務課 健康福祉課
			実施					
15	転入者向け案内誌の発行	新しい町民を心から歓迎し、転入時に必要な各種行政手続きがスムーズに行えるよう、また、早く玉村町に馴染み、住み慣れていただけるよう地域の特色を盛り込むなどした転入者向けの総合案内誌を作成します。		検討				総務課
			実施					
16	出前講座の充実・拡大	町民の皆さんへの情報提供と対話の一環として現在行っている出前講座(男女共同参画事業)を拡大し、職員が町民皆さんの要望に応じて地域に出向き、行政の様々な情報について直接業務を担当している職員が講師となって、より充実した出前講座を開催します。 この講座は、町の事業や施策をはじめ、町民の皆さんの暮らしに役立つ情報や、最新の町政情報などが含まれます。新しい施策や複雑な制度等を職員がわかりやすく解説し、町民の皆さんに町政に対する理解を深めていただくとともに、施策等の一層の利用促進を図ります。また、講座での質疑や意見交換等を通じて、町政に対するニーズの把握に努め、施策・制度の立案や改善等、町民の皆さんから寄せられた生の声を町政に反映させるよう努めます。						総務課
			実施					
17	議会だより・議会会議録のホームページ掲載	議会活動の状況を広く町民に周知し、議会に対する理解と認識を深め、町政に対する関心と自治意識の高揚を図るため、現在、毎戸配布を行っている議会だよりをホームページに掲載し、対外的に更なる情報提供を行います。 また、議会会議録についても、議会活動や議会情報の幅広い周知を図ることで、町民に開かれた議会の実現を目指すため、ホームページへの掲載を検討します。		検討				議会事務局
			実施					

【経営戦略1】 - (3) 個人情報保護の充実

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
18	個人情報保護体制の強化	<p>高度情報化社会においては、個人情報の漏洩などにより個人の権利利益の深刻な侵害が引き起こされる危険性があるため、個人情報をより適切に取り扱うためのルールが必要となります。</p> <p>このため、職員等の個人情報漏えい等の一定の行為に対して罰則を適用するとともに、町が行う個人情報の収集・保管や利用についての基本的ルールを定めた個人情報保護マニュアルを作成し、プライバシーなど個人の基本的人権を保護するなど住民皆さんの権利利益が侵害されないよう個人情報保護体制を強化します。</p>						総務課
								

【経営戦略1】 - (1) パートナーシップ型行政の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
19	「玉村町経営改革町民会議」の設置	<p>限られた財源の中、地方分権時代にふさわしい真に「自律」した自治体となるためには、補完性の原理に基づいて、個人・地域・行政の「自助」、「互助」、「公助」の役割分担を明確にし、行政サービスと行政コストの最適化を図りつつ、様々な分野で住民と「協働」してまちづくりに取り組み、行政改革という従来からの発想から踏み出して、町民と一緒に町を運営するという観点から取り組む必要があります。</p> <p>そのため、行政の経営改革に関する重要事項の検討審議や進行管理にあたっては、有識者や公募町民を加えた「経営改革町民会議」を充足し意見を述べていただきます。これにより町と町民会議が緊張感を保ちながら改革の実効性と透明性を確保し、住民参画・協働によるまちづくりを進めます。</p>						総務課
								
20	自治基本条例の制定	<p>自治基本条例は、玉村町に住み、あるいは集う皆さんが、このまちの特色を活かして主体的にまちづくりが行えるよう、まちづくりの最高規範として必要な原則を定めるものです。</p> <p>今後のまちづくりにおいては、住民、議会、町の三者の責任や役割分担を明確に示し、より多くの皆さんの積極的な参加を得ながら、より一層三者の協働を深めていく必要があります。</p> <p>この条例の制定により、町政運営への住民参加を促進するとともに、住民との協働によるまちづくりを推進します。</p>						総務課
								

21	パブリックコメント制度の導入	<p>行財政運営における計画立案等について、町民の皆さんに参加いただき、「公平で公正な開かれた町政」の実現するため、町の基本的な政策等の決定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民の皆さんからの意見及び情報の提出を受け、提出された意見等の概要やその採否及び理由等を公表していくような仕組み（パブリックコメント）を構築します。</p> <p>これにより、町民協働・町民参画をより加速させ、効率的な町政運営を図ります。</p>							総務課
22	公募委員の参画拡大の推進	<p>住民参画を一層推進するため、各種審議会等への一般公募選考基準を策定し、積極的な公募委員の登用を行うことにより、開かれた町政の実現と住民の行政への参画の促進を図ります。</p>							総務課
23	女性委員等の参画拡大の推進	<p>現在、各種審議会等における女性委員や若者委員の割合は非常に低く、社会的に行政が率先して女性や若者の参画拡大を推進する必要があります。</p> <p>女性や若者の意見をより行政に反映させ、町政への参画拡大を図るため、一定の目標値を設定するなど、女性や若者を積極的に登用します。</p>							総務課
24	町民参画による広報づくり	<p>町民のまちづくりへの参画意識を高めるための取り組みとして、広く町民から広報づくりへの参加者を募り、多くの町民の関心を高めるとともに、自らの住む町に愛着や誇りを持っていただけるよう、町民の手づくりによるコーナーの充実を図ります。</p> <p>また、町民ニーズを的確に把握するため、アンケート調査を実施し、誰もが読みやすく、多くの人に親しんでもらえるような広報づくりを目指します。</p>							総務課
25	広域幹線道路将来道路予定地地利活用構想の策定	<p>広域幹線道路将来道路予定地（藤岡大胡線～与六分前橋線の間）の利活用構想の策定にあたって、そのアイデアを広く町民から公募し、その意志決定にあたり計画段階から町民参加を図ります。</p> <p>また、実施段階においても、町民との協働による事業展開を図るなど、パートナーシップ型行政の実現を目指します。</p>							都市建設課

【経営戦略1】 - (1) 「地域の力」の創出

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
26	住民の意識改革事業の実施	<p>「自分たちの地域は、自分たちでつくる」という自助精神を住民に啓発し、個人や地域で対応できる課題は住民の役割、それで解決できない課題を行政の役割と位置付け、住民ニーズと行政サービスの格差を官民協働で補完するシステムの構築を進めます。</p>						総務課

27	「まちづくり活動支援補助金」の創設	<p>様々な住民活動に必要な経費の一部に対して補助金を交付する制度は、住民のボランティア・マインドを刺激し、まちづくりやボランティアを通じた「ひとづくり」を促進します。</p> <p>このため、住民と行政とのパートナーシップによる協働型まちづくり活動として、住民の創意・工夫を生かした個性的で魅力的なまちづくりを推進するため、町の行政課題の解決やまちの活性化に向けて、住民自らが企画し、主体的かつ自発的に取り組むまちづくり活動事業に対し、補助金を交付し、地域コミュニティ活動を支援する新たな制度を創設します。</p>	検討	実施	総務課
28	相互扶助のシステムづくり	<p>行政に無関心な住民を少しでも減らし、住民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」、「自分のできることは自分でやる」といった自助意識をもってもらうために、住民が心理的な負担や抵抗感を伴わず、活動の契機を掴めたり、「公益活動」の楽しさを味わえたり、「生きがい」を感じさせたりするような行政の配慮が行き届いた仕組みの創出が必要です。</p> <p>特に、2007年（平成19年）以降に続々と退職年齢を迎え、地域に回帰してくる団塊の世代の人的資源を「協働のまちづくり」に効果的に活用する戦略が急務となります。</p> <p>また、「協働のまちづくり」に必要な相互扶助のためには、住民や団体・組織等がそれぞれ自立していることも大切です。</p> <p>このため、多くの住民や団体・組織等がパートナーシップをもって「協働のまちづくり」に参加・参画してもらうための馴染みやすい相互扶助のシステムを構築します。</p>	検討	実施	総務課
29	各種団体の自立支援の強化	<p>各種任意団体等のあり方等を見直し、自立して自主的に活動する団体への移行を促進します。特に、町が事務局を兼ねている各種団体等については、そのあり方等を見直し、段階的に自立して運営されるよう自立支援の強化を図ります。</p>	検討	実施	関係課
30	自主防災・防犯組織の支援	<p>防災・防犯面について、様々な配慮を行い、町民と行政が一体となって、安全で安心なまちづくりに向けて協力し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p> <p>このため、日頃から防災訓練の実施や防災資機材の備蓄等を行い、災害時に地域住民による初期消火、救出・救護活動等、応急活動の中心となる自主防災組織の育成及び強化を図るとともに、街頭犯罪の発生が多発していることに鑑み、町行政のほか住民による防犯組織の育成支援の強化を行い、行政との協働による住民主体の防犯・防災・交通安全活動を推進します。</p>	実施	生活環境安全課	
31	官民協働による公園管理	<p>町内に広く分布する中・小規模公園は、地域の公園としてさらなる利活用が望まれます。</p> <p>このため、まちづくりの観点から、公園のあり方について、地域の住民との意見交換を実施し、地域に望まれる「公園活用のあり方」と「その後の管理」について地域のアイデアと創意工夫を得て、官民協働による公園の再整備と地域での官民協働による公園管理を目指します。</p>	検討	実施	都市建設課
32	自治会による除草委託（河川・道路）	<p>河川・道路愛護思想の啓発を図るため、現在、業者に委託している河川及び道路の危険箇所等の除草作業について、町民参画とコスト削減の観点から地元自治会等への委託を検討し、町民との協働によるまちづくりを推進します。</p>	検討	実施	都市建設課

33	イベントのあり方の見直し	参加者の視点でイベントのあり方を根本的に見直すという趣旨に基づき、各課で取り組んでいるイベントで、前例踏襲でマンネリ化したもの、所期の目的が達成されたもの、民間団体等に運営を移行したものがよいものなど、ボランティア・NPO団体等との協働・連携強化を基本として、全庁的に見直しを行います。								関係課
----	--------------	---	--	--	--	--	--	--	--	-----

【経営戦略1】 - (2) ボランティア等の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課	
			H17	H18	H19	H20	H21		
34	「玉村町協働推進センター」の設置	地元住民との連絡調整は住民協働の原点であり、まちづくりに地域住民、企業、行政が協働できる仕組みを構築する必要があります。このため、コミュニティ活動やボランティア活動を実践されている方々の情報交換の場として、「玉村町協働推進センター」を設置し、住民参画・協働を推進します。		検討					総務課
35	NPO、町民活動組織、ボランティアの育成・支援・連携	コミュニティ活動やボランティア活動について理解することが、住民や職員双方に必要であり、研修会をはじめとする様々な取り組みが必要です。NPO、町民活動組織、ボランティアの育成・支援・連携のため、「玉村町協働推進センター」の設置と併せて、住民の参画意識の高揚を図るとともに、職員がコーディネーターをできるよう人材育成を図り、供給側と需要側の仲介の業務内容の検討を行い、住民参画・協働を推進します。		検討					総務課
36	ボランティア教育の推進	地域社会における個人や団体のボランティア活動など、従来の「官」と「民」では捉えきれない新たな「公共」のための活動が、豊かな地域社会を創るために大きな機能を果たすようになってきました。このため、ボランティア活動を行うために必要な知識や技能を習得する機会を提供するとともに、ボランティアリーダーを養成するなどボランティア教育の推進を図ります。また、生涯学習の観点からも、社会教育と学校教育のそれぞれの分野が互いに連携しながら必要な施策を推進します。							学校教育課 生涯学習課
37	職員によるボランティアの推進	地域社会と良好な関係を築き、地域の自治意識を向上させるためには、職員自らが先ずボランティア活動に積極的に取り組むことが必要です。これまで、職員による町内の清掃ボランティアを定期的実施してきましたが、これを継続して実施することにより、職員のボランティア・マインドの醸成を図ります。							総務課
38	職員の地域組織等への参加・加入の奨励	町民との協働によるまちづくりを推進するためには、職員が地域活動に率先して参加し、町民との交流をより促進する必要があります。そのため、職員の地域組織等への参加・加入を奨励し、社会貢献活動の理解を深めるとともに、町民の考えを敏感に感じ取り、その経験を職務に活かし、行政の考え方や計画を直接住民に語りかけることで日常的に情報の共有化を実現し、相互理解を深めます。		検討					総務課

【経営戦略1】 - (3) 産・学・官の連携の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課	
			H17	H18	H19	H20	H21		
39	官学の協力体制の推進 (県立女子大学等)	現在、各種イベントへの協力や各種審議会の有識者として県立女子大学と連携し、大きな効果をあげていますが、今後さらに官学の協力体制を推進するため、大学生の専門性を生かした支援活動やボランティア活動を町内における小・中学校などで展開することにより、英語力の向上のみならず国際理解教育の充実を図り、地域密着型の「学園都市」づくりを積極的に行います。		検討					総務課 学校教育課
40	郵便局との連携強化	集配業務中に発見した道路の穴、へこみ、側溝蓋の破損等の連絡に、迅速に対応し、事故を未然に防止するとともに、独居老人の見守りや不審者、不法投棄の通報など郵便局との連携を強化し、町との協力体制を構築します。	検討						総務課 関係課

【経営戦略2】 - (1) 明るく親切的な町民対応

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課	
			H17	H18	H19	H20	H21		
41	総合案内の設置	来庁者が用件を迅速に済ませ、満足してお帰りいただけるよう、来庁者の案内役として、行政全般に的確な受け答えができる総合案内窓口を庁舎正面玄関入口に設置します。	検討						総務課
42	窓口サービスアップ委員会の設置	窓口業務を改善し、さらなる窓口サービスの向上を図るため、窓口部門を中心に窓口サービスアップ委員会を設置し、各職場での接客に関するリーダーを育成するほか、窓口における接客状況のチェックや改善点の洗い出しなど、接客の改善や窓口カウンターの改善など対応に関する環境整備を行い、さらなる窓口対応の向上を図ります。	検討						総務課
43	定期的な接客研修	接客についての基本的な心構え、基礎知識あるいは接客技術を理論的、概念的に学ぶだけでなく、具体的、現実的に捉え、名札の着用など身だしなみから電話対応や窓口対応まで実技演習の過程を通じて体得できるよう接客マニュアルを作成し、定期的な接客研修を行います。							総務課
44	内部講師(接客リーダー)の育成	将来に向かって人材育成に力点を置くとともに、職員自身が自己啓発に努めるよう喚起する必要があります。 実務経験者や研修を受けた職員を関連する内容についての内部講師として活用することにより、より具体的で実践的な職員研修の実施が期待できるとともに、講師となった職員自身の資質(問題発見能力、説明能力等)の向上にもつながることから、内部講師の育成と質の向上を図り、内部での普及に努めます。 特に、接客については、町民の皆さんに好感を与え、行政に対する理解を深めてもらうため、接客リーダーを育成し、内部講師として活用します。	検討						総務課

【経営戦略2】 - (1) 利便性の向上

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
45	町民ニーズに応じた多様な出勤形態の検討	窓口サービスや公共施設等の利用時間等が町民ニーズに合致しているかを見直し、業務の効率化やサービス時間延長の視点及び職員の健康管理面から、時差出勤制度の導入など町民ニーズに応じた多様な出勤形態の検討を行い、順次可能な部門から実施します。						総務課
46	窓口の集約化の研究	役場に訪れた町民の皆さんが、できるだけ少ない窓口で用件を済ませることができるよう、窓口の集約化(ワンストップサービス)に向けた研究を行います。						総務課
47	窓口時間延長、休日窓口の検討	現在、役場庁舎において、毎週月曜日に、住民課及び収税課の窓口業務を午後7時まで延長し、仕事の都合等により来庁できない方々の便宜を図っていますが、さらなる利便性の向上のため、町民ニーズに応じた多様な出勤形態の検討と併せ、社会情勢の変化や町民ニーズに応じた窓口サービスのあり方を検討し、窓口時間延長の見直しや、休日窓口の検討を行います。						総務課
48	公共施設の開館時間・休館日の検討	図書館やスポーツ施設をはじめとする公共施設について、町民アンケート等を通じて町民ニーズを把握し開館時間と休館日の見直しを検討するとともに、その実現に向けた勤務体制等についても併せて検討し、順次可能なものから実施します。						関係課
49	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	様々な人の利用に配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、町が行うあらゆる施策について、様々な人の利用や参加に配慮しながら進めることにより、様々な人の多様な生き方を尊重し合える社会を実現する取り組みを積極的に進めます。						総務課

【経営戦略2】 - (2) 施設美化の徹底

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
50	公共施設美化の推進	環境意識や互助参画意識の高まりの中で、町民が気持ちよく利用できる公共施設にするため、職員、利用者、地域住民の意識の高揚と施設美化の推進を図ります。 なお、役場庁舎は、住民共有の財産であるため、快適な執務環境を維持するとともに、住民が利用しやすいよう庁舎を常に清潔かつ綺麗に保つことが必要です。 このような観点から、住民共有の財産である庁舎を町民と職員がともに快適に利用できるようフロアマネージャー制度を強化・拡充し、施設美化の推進に努めます。						関係課 総務課

【経営戦略2】 - (1) 行政サービスのIT化の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
51	戸籍事務の電子化	戸籍届出から戸籍簿の作成までの事務処理の効率化・省力化・迅速化を図るとともに、各種証明書発行の迅速化を図るため、戸籍事務の電算化を進めます。		検討	実施			住民課
52	公共施設の利用・予約情報の提供	顧客の視点に立った町民サービスの向上を進めるため、ITの活用により住民の暮らしが便利かつ豊かなものになるよう、ホームページによる公共施設の利用・予約情報の提供の充実を図ります。		検討	実施			総務課
53	電子申請・届出の導入	町民の利便性向上のため、現在、印刷書類への記入によって行われている申請・届出等の手続を、インターネットを使った電子的なやりとりにより、手元のパソコン上で実現できるよう、電子申請・届出システムの導入を行います。		検討	実施			総務課
54	電子申告システムの導入	電子申告システムの導入を県内市町村と歩調を合わせて推進することにより、納税者の利便性の向上と事務の効率化を図ります。		検討			実施	税務課
55	電子入札の導入	平成15年度から県と関係市町村により、電子入札システムの共同開発を行ってきましたが、平成17年度に実証実験等を経てシステムが稼働し、その一部として入札参加資格審査申請書の電子受付(一元受付)が実施されます。 電子入札については、入札参加業者の負担軽減や事務の省力化・効率化を図るため、今後、実施時期等を検討し、その利用を段階的に拡大します。		検討		実施		総務課

【経営戦略2】 - (1) 健康づくりと町民1人1スポーツの推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
56	健康づくり推進のためのネットワーク活動の充実	健康づくりは、個人のみの問題でなく、地域社会全体の問題として認識されており、住民の主体的な健康づくりを推進し、支援する地域の基盤整備とネットワーク化が求められています。 このため、「はつらつ玉村21」計画に基づく健康づくり事業を推進することにより、健康づくり推進のためのネットワーク活動を充実させ、住民がより良い環境のもとで健康づくりに励めるように努めます。 また、現在、活動を行っている「健康づくり推進協議会」の活性化と充実を図り、地域ぐるみで健康づくりができる体制を強化します。		検討	実施			健康福祉課

57	健康づくりのための庁内横断的推進体制の構築	従来、各課毎に個別に実施されてきた健康づくり関連事業については、今後、関係各課が連携し合い、包括的な対応を図ることが求められます。このため、庁内組織の再編による横断的推進体制の構築を図るとともに、住民団体や事業者との協働による「健康づくり行政推進会議」(仮称)を設置し、相互連携のもと、各種施策の推進を図ります。								健康福祉課
58	町民1人1スポーツの推進	町民体育祭をはじめ、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、すべての町民がスポーツを楽しむための各種事業を展開するとともに、健康増進の一環として、町民が生涯にわたり健康で活力に満ちあふれた人生を送ることができるよう、「町民1人1スポーツ」を目標に、生涯スポーツの普及、スポーツ・レクリエーション活動の充実を推進します。								健康福祉課
59	スポーツ出前指導の充実	現在、体育指導委員を主体としてスポーツ巡回指導教室を開催し、スポーツ振興のための指導及び助言を行うとともに、各小学校へニュースポーツの指導を行っています。今後、各種スポーツの指導者ボランティアを組織し、スポーツ出前指導の充実を図ることにより、「町民1人1スポーツ」の普及に取り組みます。								健康福祉課

【経営戦略2】 - (2) 安全・安心まちづくりの推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課	
			H17	H18	H19	H20	H21		
60	安全・安心パトロールの充実	犯罪の抑止及び町民不安の解消のため、町独自の施策として「安全・安心まちづくり対策パトロール」を実施してきましたが、今後、「安全・安心まちづくり条例」を遵守し、「自らの安全と安心は自らの手で守る」という精神のもと、安全・安心まちづくり推進協議会と連携し、行政区毎に町民参加による自主パトロール隊の組織化を推進し、安全・安心パトロールの充実を図ります。							生活環境安全課
61	防犯対策の啓発	現在、実施している「安全・安心まちづくり対策パトロール」の充実のほか、空き巣や車上あらしなどの街頭犯罪に対する注意を促すため、車両による放送やチラシの配布などの広報活動を積極的に行い、犯罪の未然防止に努めるとともに、住民の防犯意識の高揚を図ります。							生活環境安全課
62	防犯灯設置の推進	地域の要望に応じた計画的な防犯灯の設置とその電気料助成の見直しを図ります。また、老朽化した防犯灯についても交換等を見直しを積極的に行い、事故防止や痴漢などの夜間の防犯対策として明るいまちづくりを推進します。							生活環境安全課

【経営戦略2】 - (3) 生活環境の保全

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
63	悪臭防止法に基づく地域指定	現在、玉村町では、悪臭に対する規制はありません。 農村地帯から近隣都市のベッドタウン化が進んだ本町では、住民生活が多様化したことにより、悪臭に対する苦情も増えているのが現状です。 悪臭工場や事務所、店舗、農場など、すべての事業所から排出される悪臭に対し、悪臭防止法に基づき、「臭気指数」による規制を引くことで、住民の快適な生活空間を維持・向上し、生活環境を保全します。		検討	実施			生活環境安全課

【経営戦略2】 - (1) 子育て支援体制の充実

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
64	地域の人的資源のネットワークづくり	多様な保育ニーズに即応することを目的として、子育て支援サービス・保育サービスの情報の集約と発信、ボランティアコーディネートなどを効果的に行うためには、地域の人的資源のネットワークづくりが必要です。 町内における子育て支援ボランティア、子育てサークル、その他関係団体などをネットワークし、活用するセンター機能を有した組織の設置を推進し、子育て支援体制の充実を図ります。		検討	実施			子ども育成課
65	ファミリーサポートセンター事業の導入	子育て世代の多い玉村町においては、ライフスタイルに合わせた様々な子育てニーズが求められており、保育所の送迎や一時預かり、家事援助活動など、保護者の急用、病気や怪我などのために、一時的に子育ての手助けが欲しい家庭を会員組織で支援するファミリーサポート事業は、個々の家庭の種々の保育ニーズに即応できる利便性があります。 次世代育成支援地域行動計画に基づき、多様化する保育ニーズに、柔軟に対応できるファミリーサポート事業の導入を検討し、働く人々の仕事と子育ての両立を地域で支援する仕組みを構築します。		検討	実施			子ども育成課

【経営戦略3】 - (1) 職員の創造力・能力の活用

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
66	職員提案・職場提案制度の充実	事務事業に関する職員の提案を奨励し、職員の業務に関する研究心の向上と事務事業の能率向上を図ります。 今後、町政に対する職員の参加意識を高めるとともに、様々な施策の推進や課題に対して、職員が常に政策への参画意識や問題意識を持つことにより、意識の高揚と改革を図るため、積極的な職員提案・職場提案制度の			実施			総務課

		活用を促進します。							
67	職員起業制度の構築	<p>職員提案制度のほか、改革に挑戦する意欲・創造力の喚起のため、新たな施策（起業）を職員から受け付け、採用になったときには、自ら事業化までを担えるよう検討する職員起業制度の構築を行います。</p> <p>起業（提案）は、現在の所管事務に限らず、計画を審査し、事業化を決定します。</p> <p>採用後、提案者を所管課に配属し、提案者を監督にしたプロジェクトチームで事業化計画を作り、施策を実施していきます。</p> <p>職員の能力開発・向上のため、提案だけで済ませず、責任をもって実施までつなげていくことがポイントです。</p>							総務課
68	自主研究グループの支援	<p>職員自らが様々な課題を発掘し、目的意識と意欲をもって行う自主研究グループの活動を支援するとともに、職員のやる気を喚起し、常に自己を高める努力を惜しまない職員を育てます。</p> <p>このため、職員の自主的な取り組みを支援し、その成果を庁内で公表し、広く活用できる環境を整備します。</p> <p>また、人材育成の観点からも自主研究グループを活用した自己啓発を推進し、職場全体を活性化させるとともに、研究結果が行政サービスに反映できる仕組みを構築します。</p>							総務課

【経営戦略3】 - (2) 職員の法令遵守の徹底

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
69	コンプライアンス（法令遵守）の制度化	法令遵守及び公務員倫理に即した行動の徹底など、公正かつ適正な手続きによる行政運営に資するため、行政処分にあたっての基準などの制度化を図ります。						総務課

【経営戦略3】 - (1) 分権時代に求められる職員の育成

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
70	人材育成方針の策定	<p>長期的かつ総合的な視点から職員の能力開発を推進するための基本的な方針を平成17年度に策定しました。</p> <p>今後、この人材育成基本方針に従い、自己啓発に取り組む環境づくりや積極的に能力開発に取り組む職員を支援し、評価する職場の雰囲気づくりを進めるなど、計画的な人材育成と組織の活性化を推進します。</p>						総務課

71	職員研修の充実・強化	時代の要請に応えうる人材を育てるため、従来の受身の研修から、自己啓発、職場研修、派遣研修の特性を踏まえ、総合的・能動的な研修体系を整備するとともに、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、組織全体を活性化するため、各種研修の充実・強化を図ります。	検討	実施	総務課
72	職員の能力向上のための人事異動制度の研究とプロ公務員の養成	職員の希望や能力等を考慮しつつ、その適性を見極め、特定の部門に偏らないバランスのとれたジョブローテーションにより、広い視野と見識をもったプロ公務員（スペシャリスト）を養成します。		実施	総務課
73	人事交流の促進	多様化する住民ニーズに的確に応えていくため、生活地域における市町村の連携や広域的な行政施策が必要です。 県や近隣市町村との職員の人事交流を積極的に行い、専門的知識の習得をはじめ広い視野と柔軟な発想を持ち、幅広い観点から行政を考えることのできる職員を育成するとともに、個々の職員による知識、情報、経験の相互交換による組織の活性化を進め、今後の町の施策等に反映します。		実施	総務課
74	民間派遣研修の導入	新たな時代の到来とともに、民間企業にとっても自治体にとっても幅広い見識が必要になっています。 相互の人事交流を推進し、組織の活性化と人材の育成を図るが重要です。民間企業における経営的視点を行政に積極的に取り入れるため、職場内研修の充実に加え、民間企業への派遣研修を実施し、顧客志向、成果主義による町政運営を推進します。		実施	総務課

【経営戦略3】 - (2) 職員採用方法の見直し

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
75	採用評価方法の充実	地方分権の推進により、これまで以上に豊かな創造力や発想力、新たな課題に積極的に挑戦する意欲や実行力、さらには高い見識や専門性が必要とされ、職員の一層の資質向上を図る必要があります。 このような時代のニーズに応じた質の高い人材を確保するため、現行の採用評価方式を充実させ、これまで以上に多角的視点からの評価を経て職員採用を行います。	検討	実施				総務課
76	採用年齢幅の拡大	地方分権時代に対応し、町民の負託に応えるためには、職員の資質向上策も重要ですが、行政需要は今後ますます複雑化・高度化していくことから、高度な専門的知識を有する人材を職員として採用していくことが必要です。 専門性や民間活力の導入による組織活性化のためにも、専門的知識を有する者や民間経験を有する多様な人材を確保するため、従来の慣行に捕らわれず職員の採用をしていくことが求められます。 これまで、新卒者を中心に一定の年齢制限を設け実施してきた職員採用を、高度な専門的能力と経験を有し即戦力となる人材を積極的に活用するため、職員の年齢構成の不均衡是正にも配慮しながら、採用年齢幅を拡大し、中途採用の実施について積極的に検討します。		実施				総務課

【経営戦略3】 - (1) 職員の活力発揮

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
77	人事評価制度の導入	社会情勢の変化や多様化・高度化する住民ニーズに対応できる人材を育成するためには、職員の意欲や能力を高める人事評価制度が必要です。 人事評価により、職員の知識や能力、長所や短所などを的確に把握し、職員の人材育成や能力開発に活用するとともに、職員の価値観が多様化し、自己実現欲求が強まる中で、職員の自主性を促し、管理能力の向上と意識改革による組織の活性化を図ります。	検討	実施				総務課
78	目標管理制度の導入	地方分権型社会においては、住民ニーズの高度化・多様化に対応し、組織としてどのような業績を上げたのかが問われます。 町として短期的な視点のみならず、中・長期的な視点からのビジョンを設定し、職員が意欲的に挑戦できる目標管理制度を導入することにより、継続的に成果をあげることで組織を構築します。	検討	実施				総務課
79	能力、成果に応じた昇給制度の確立	成果重視・人材育成重視の観点に立った、より公正・適正な人事評価を行うことにより、職員の能力や成果に応じた昇給制度を確立し、職務意欲向上へのインセンティブを高め、組織全体の活性化を図ります。	検討	実施				総務課
80	昇任試験制度の検討	適切な競争原理の導入により、職員の能力と意欲を最大限引き出すため、男女の性別にかかわらず、人事考課制度と合わせた公平で客観的な基準に基づく昇任試験制度の導入を検討し、組織の活性化を図ります。	検討	実施				総務課
81	希望降任制度の導入	住民ニーズの多様化や地方分権などの要因により、管理職をはじめとして職責が著しく増大している状況の中で、その職責を果たすことが身体的、精神的に苦痛とを感じる職員や家庭の事情等によりその職責を果たすことが困難である職員に降格を申し出る制度を設けることにより、当該職員の意欲の向上や健康の保持を図るとともに、組織の活性化を図るため、希望降任制度の導入を行います。	検討	実施				総務課

【経営戦略4】 - (1) 組織機構の再編

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
82	権限の分散・組織の統廃合による機構改革	スリムで効率的な組織・機構とするため、組織の統廃合など再編・整備を継続的に行うとともに、事務処理と意思決定の迅速化及び責任分担の適正化を図るため、権限の委譲・分散・拡大による管理部門の縮小など抜本的な見直しを行い、効率的かつ機動的な行政運営を推進します。	検討	実施				総務課
83	課長会議の見直し、庁議の設置検討	町政の総合的運営と執行方針の徹底や執務調整の場としての課長会議のあり方を、重要施策の協議、決定の場としての庁議の設置の必要性と併せて検討し、効率的かつ機動的な機構を構築します。	検討	実施				総務課

【経営戦略4】 - (1) 職員の機動的・弾力的配置

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
89	柔軟な人事異動の実施	組織内の人材の流動化、各組織間の横断的な連携、組織のフラット化を推進し、仕事のスピードアップや職場ごとの業務内容に応じた柔軟な人事異動により、少ない職員でも機能する、変革し続ける組織体制を構築します。	検討	実施				総務課
90	課長への権限委譲の拡大	課長職は、自ら実施する事業が、真に住民にとって必要なサービスであるか、自らの判断で優先度を決定し、自らの責任で、再度、既存事業を含めた事務事業の見直しを図るなど、常に新たな課題に挑戦し続けることが求められます。 このような観点から、各課長が権限と責任を持ってその裁量を発揮できるよう自主選択、自己決定できる自立型の組織へ転換するため、課内の職員配置について課長への権限委譲の拡大を行います。	検討	実施				総務課
91	職員事務量の格差是正と応援態勢の充実強化	縦割り行政の弊害をなくし、超過勤務の抑制と繁忙期における事務の標準化を図るため、職員事務量の格差是正と組織横断的な応援態勢の充実強化を図ります。	検討	実施				総務課

【経営戦略4】 - (1) 危機管理体制の構築

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
92	危機管理体制の確立	災害時に備え、町民主導による避難体制の構築を支援し、啓発活動を一層推進するとともに、大規模な災害のみならず漏水事故など様々な危機事象に対して、情報を迅速かつ円滑に収集・分析・伝達・共有化することにより、被害発生の未然防止と拡大の抑制を図るため、危機管理マニュアルを作成し、全庁をあげて危機管理体制の確立を行います。	検討	実施				生活環境安全課

【経営戦略5】 - (1) 定員管理の適正化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
93	定員管理適正化計画に沿った定員管理（削減）の実施	<p>町民サービスの向上と行政経費の節減を図るため、定員管理適正化計画に基づき、組織機構の再編や外部委託の推進により、次のとおり職員の削減(10年間で 38人削減)を図ります。</p> <p>(目標値)平成22年4月1日までの5年間で 18人 平成27年4月1日までの5年間で 20人 計 38人</p>	検討	実施				総務課

【経営戦略5】 - (2) 財政指標

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
94	財政力指数	<p>地方公共団体の財政力を判断する理論上の指数で、この数値が1に近い程、財政に余裕があるとされています。 自主財源(町税等)を伸ばす方策を検討し、財政力指数を引き上げます。</p> <p>(目標値)0.80以上を目指します。(H16年度決算0.75) (" 0.68 県平均)</p>	検討	実施				総務課
95	経常収支比率	<p>毎年経常的に支出される経費に一般財源をいくら使ったかの割合で、健全な財政運営の目安となる数値です。(財政の硬直度を測る指標)</p> <p>(目標値)85.0%以内を目指します。(H16年度決算88.4%) (" 92.2% 県平均)</p>	検討	実施				総務課
96	公債費負担比率	<p>一般財源総額のうち公債費に充てられた一般財源がどの程度の割合かを示す指標で、公債費が一般財源の使途をどの程度制約しているかを見ることができます。財政運営上、20%が危険ラインとされています。</p> <p>(目標値)11.0%以内を堅持します。(H16年度決算10.5%) (" 14.5% 県平均)</p>	検討	実施				総務課
97	人件費負担比率	<p>人件費の増大は、財政運営の硬直化の大きな要因となるため、適正な定員管理により人員削減を図り、人件費総額を抑制します。</p> <p>(目標値)当該年度の決算額に占める割合を20.0%以内を目指します。 (歳出総額に占める人件費の割合)</p>	検討	実施				総務課

98	収納率の向上	<p>町税の滞納額が年々増加傾向にあるため、滞納者に対し、納付を促す働きかけを徹底する必要があります。</p> <p>このようなことから、「収納率向上」、「滞納額の圧縮」、「税込確保」を基本に、徴収事務の合理化・効率化を図るため、税務課内に収税室を設置し、連携強化を図るなど組織体制を充実させます。</p> <p>この収税室の設置のもと各所管の連携を強化し、現在行っている延長窓口の拡大に加え、休日・夜間の納税相談等の窓口の開設を検討するとともに、広報誌等を通じた納期内納付や口座振替制度の推進、納税相談の充実、電話催告や臨戸訪問による徴収を一層強化し、収納率の向上を図ります。</p> <p>さらに、町民負担の公平性と財源確保の観点から、滞納による町財政への影響を公表し、滞納者に対する行政サービスの制限を検討するなど、滞納額の削減に努めるとともに、税外収入についても未収金の徴収対策を講じます。</p> <p>(目標値) 平成 21 年度までに町税現年収納率を 0.5% (97.8%) 以上引き上げます。</p>	検討	実施					税務課

【経営戦略 5】 - (1) 事務事業の再編・整理、統合・廃止

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課	
			H17	H18	H19	H20	H21		
99	すべての事務事業の見直し	<p>厳しい社会経済情勢の中、すべての事務事業について、町民と行政との役割分担を踏まえ、責任領域を明確にしながら、「町民や民間に任ずべきは任ず」ことを基本に、聖域を設けず抜本的に見直すことが求められます。</p> <p>これまでに各事務事業について事業効率を検証し、改善してきましたが、その評価基準は確立されていないのが現状です。</p> <p>事業効率を一層向上させるためには、行政評価システムを導入し、職員自ら仕事に対して問題意識やコスト意識をもち、コスト削減をはじめとする事務事業の総点検を実施する職場の体制を構築する必要があります。</p> <p>今後、最小の経費で最大の事業効果を創出するため、この評価システムの導入により、すべての事務事業の見直しを行い、時代のニーズに即した新たな行政需要に的確に対応します。</p>	検討	実施					総務課

【経営戦略5】 - (1) 受益者負担の適正化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
100	受益者負担の見直し	適正な受益者負担を導くため、各々の行政サービスに係るコスト分析を行い、受益の負担が著しく低いものや、現在無料で行っている行政サービスで、受益者が限定されるものについては、受益に応じた負担という観点から、その適正化を図るため、検討委員会を設置し、3年毎に定期的な見直しを行います。	検討	実施				総務課
101	水道事業及び公共下水道事業運営審議会の設置	水道事業及び公共下水道事業の運営及び経営について、様々な立場から意見を求め、業務の改善を行うとともに、上下水道料金の改定にあたり、町民に理解を求めるため、明確な根拠を示しながら、適正な料金設定が行えるよう、水道事業及び公共下水道事業運営審議会を設置します。	検討	実施				上下水道課

【経営戦略5】 - (2) 全庁的な歳入確保

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
102	広告料の研究	厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保を図るため、町内企業をはじめとした民間広告を広報紙、封筒、乗合タクシー等に掲載し、広告料収入として財源を確保します。	検討	実施				総務課 生活環境安全課
103	未利用財産の売り払い	公有財産の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、全庁的な検討体制のもと、行政目的に使用していない財産についての洗い出しを行い、利用計画のない財産については、他の用途への転用を積極的に推進するとともに、財源確保の面からも、処分可能なものについては、計画的な売り払いを行います。 また、利用計画があっても、当面利用のない財産については、賃貸借等による活用を図り、財源確保に努めます。	検討	実施				総務課 上下水道課
104	コンビニ収納の導入	上下水道料金などの納入に対し、住民の利便性を一層高めるため、収納窓口の多様化を図るとともに、様々な勤務条件の方々に対するサービス向上のため、24時間いつでも納入できるコンビニ収納を導入します。また、税金についても導入を検討します。	検討	実施				税務課

105	未申告者の実態調査	<p>景気低迷の影響により、未申告者が増大しているのが現状です。 未申告者の実態を把握し、申告すべき所得がありながら申告していない者や所得の有無が不明な者に対し、申告を促すことが必要です。 不公平な課税とならないように、申告書を提出しない申告義務のある納税義務者に対して、督促書を郵送したり、申告相談会を実施するなどして申告書の提出に理解を求めるとともに、関係機関（税務署・県税事務所）と協力し、未申告により課税逃れをしている事業所及び個人の未申告者の実態調査を行い、すべての納税義務者に対し、所得に応じた公平かつ適正な課税を徹底し、税負担の公平性と増収を図ります。 また、非課税証明の発行には、申告が前提であることをピーアールするとともに、町税の適切かつ公正な課税という大原則からしても、徹底した申告のため、住民周知の方法を検討し、啓発活動を充実します。</p>		税務課
106	新たな目的税創設の検討	<p>新たな財源確保の必要性や地方分権の趣旨からも、その用途を明確にした新たな目的税の創設に向けて、先進自治体の実例に学び、財源確保を図るための方策について検討を進めます。 その検討にあたっては、受益者負担などの観点を踏まえ、職員のみならず、町民をはじめ外部の専門家などによる提言についても広く意見を求め、町民が参画した中で、その策定過程をオープンにすることによって、町民との議論を積み重ねながら町民理解を確保し、自主財源の充実・確保を図ります。</p>		税務課 総務課
107	超過課税の実施	<p>地方分権の時代にあって、多様化する住民ニーズに応えるためには、行政自ら課税自主権を活用し、財源を確保することが不可欠です。 このため、先進自治体の実例に学び、法人町民税を標準税率から制限税率（1.2倍）まで引き上げることにより、税収を増加し、自主財源の確保を図ります。</p>		税務課
108	ペイオフ対策と効果的な資金運用	<p>ペイオフ解禁後は、地方自治体も、自らの公金預金の管理・運用に関して自己責任が前提となります。 地方自治の趣旨を踏まえ、取引金融機関の経営状況を継続的に把握し、安全で確実かつ有利な公金の管理に取り組む必要があります。 よって、その資金運用については効率的かつ適切な運用を図るとともに、ペイオフ解禁に対して的確な対応を図ります。</p>		会計課

【経営戦略5】 - (1) 給与・報酬等の適正化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
109	職務分類基準表の見直し	<p>職務職階制を基本として、職務に応じた給与の適正化に努めるとともに、職員のやる気を喚起する昇格制度を確立するため、職務分類基準表の見直しを行い、単に年功序列的な給与ではなく、職務に応じた給与体系を構築します。</p>						総務課
110	高齢層職員昇給抑制（55歳以上）	<p>平成17年人事院勧告に準拠した高齢者昇給抑制制度を平成18年度より導入することにより、人件費を抑制し、財政負担を軽減します。</p>						総務課

111	昇級運用の是正（退職時特別昇給の廃止）	年功重視の昇給制度を改め、退職時特別昇給を廃止するとともに、職務や勤務成績を反映した新たな昇給・昇格制度を構築する中で、職員一人ひとりのやる気を引き出し、組織全体の活性化を図ります。	検討	実施	総務課
112	諸手当の総点検の実施	特殊勤務手当をはじめとする諸手当の総点検を平成 17 年度に実施し、見直しを行いました。今後も引き続き、社会経済情勢を考慮し、実態に即していない部分について、適宜点検・見直しを行います。	実施		総務課
113	管理職手当の定額化の検討	管理職手当を定率から定額にすることにより、年功序列的な要素を排除し、職務や職責に応じた手当の支給を行います。	検討	実施	総務課
114	報酬の見直し	各種委員会等の報酬については、会議の開催日数や事務量などに応じた対価に是正するため、年額から日額への見直しを行ってきましたが、今後も引き続き、社会経済情勢や他の自治体の動向等を考慮し、実態に即したものとなるよう適宜見直しを行います。	実施		総務課
115	福利厚生事業の公費負担の見直し	厳しい時代を背景に、全国的に職員互助会への公費負担の見直しが行われる中、当町においても町民の理解、批判に耐えうる補助率や内容とすることが求められており、他の補助金と同様、社会経済情勢の変化に追いつく制度を構築することが必要です。 よって、職員に対する福利厚生事業については、民間との均衡を考慮しつつ、公費負担を明確化するとともに、事業内容の総点検・見直しを行い、適切な水準となるよう適正化を図ります。	検討	実施	総務課

【経営戦略5】 - (2) 歳出経費の見直し

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
116	予算の枠配分方式の導入	歳入の伸びが見込めない状況の中で、より町民生活に密着した事業部門を優先させるためには、予算の質的転換、自主的な見直し、事業の再構築の促進を目的として、各課が予算要求を行い調整するこれまでの「積み上げ方式」ではなく、施策内容を最も理解している各課に予算枠を示し、特定財源を合わせてゼロベースから主体的な予算編成ができる枠配分方式の導入を検討します。		検討	実施			総務課
117	予算節約奨励制度の研究	予算執行にあたっては、従来の使い切り予算の是正策として、計画的な予算執行と節減できるものは節約するという職員の意識改革を図るとともに、いわゆる「予算消化主義」に陥ることなく、行財政改革を積極的に進める観点から、「予算節約奨励制度」の導入を検討し、不用額を生み出すシステムづくりを進め、政策財源の確保を図ります。		検討	実施			総務課

118	スクラップ・アンド・ビルド、サンセット方式の強化	<p>社会経済情勢の目まぐるしい変化に伴う新たな行政課題に迅速・的確に対応していくため、既存の枠組みや前例にとらわれることなく、柔軟な発想のもとに事務事業の目的や効果を点検・評価し、「最少の経費で最大の効果」があげられるようスクラップ・アンド・ビルドの視点から見直しを行い、実施すべき事業の選択や施策の重点化を図ります。</p> <p>また、新規事業についても、その財源は原則としてスクラップ・アンド・ビルドによって生み出すことを基本とし、あらかじめ期間を限定するサンセット方式により実施します。</p>		総務課
119	高金利銀行等引受資金の繰上償還・低利借換	<p>後世に過大な負担を残すことのないよう後年度の財政負担を考慮した措置を講ずるため、町債依存度の抑制を基調とした運用と、高金利の銀行等引受資金について、繰上償還や低利借換が可能となるよう関係機関と協議し、公債費負担の軽減を図るなど、計画的かつ健全な財政運営を推進します。</p>		総務課
120	業務委託期間の複数年度化	<p>地方自治法の改正に伴い、長期継続契約に関する条例を設置し、施設の清掃や維持管理業務、事務機器のリースなど、業務委託期間等の複数年契約を可能とし、事務の省力化や委託経費等のコスト縮減を図ります。</p>		総務課
121	施設管理委託料の検証	<p>施設の保守・管理等の委託業務の内容について、委託料の単価の積算基準の適正化や複数年契約の実施など定期的に見直しを行い、施設管理委託のチェック体制の強化と管理運営経費の縮減を図ります。</p>		関係課
122	施設の建設及び増築の原則休止	<p>施設の建設及び増築を原則休止し、長期的な視野から計画的に修繕を加えることにより、施設寿命の延命化を図り、総コストの縮減化を図ります。</p> <p>また、利用率の少ない施設や設置した意義が薄れてきている施設、類似施設などについては、その利用実態や地域性などを考慮し、既存施設の多目的利用を検討します。</p>		総務課

【経営戦略5】 - (3) 補助金の整理・合理化、透明性の向上

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
123	補助金の見直し	<p>「補助金見直しに関する指針」を策定し、補助金交付団体については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら、計画的に廃止・縮減を行い、その整理・合理化を進めるとともに、透明性の向上を図ります。</p>		総務課				

【経営戦略5】 - (4) 公共工事のコスト縮減

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
124	公共工事のコスト縮減	<p>工事の設計にあたっては、「最小の経費で最大の効果」をあげられるよう設計段階において、建設単価やグレード、規模等について、さらなる創意工夫を行うとともに、新工法の導入や技術改善によるコスト縮減や工期の短縮等を図るため、当初設計または変更設計での見直しを積極的に行います。</p> <p>また、工事の計画・設計段階から発注に至るまで、コスト縮減の観点に立って総点検するほか、設計者のみでなく請負者からも提案を受け入れ、良いものは取り込み、同じ成果をより効率よく達成させるとともに、他の自治体の事例等も勘案して工事対象施設の使用目的に沿った仕様に改め、コスト縮減を図ります。</p>						関係課
			実施					
125	多様な入札制度の活用	<p>現在、大規模な建築工事については、公募型指名競争入札を実施しており、広く業者を公募し、競争性を図っています。</p> <p>さらなる入札・契約制度の公平性、透明性及び客観性を図るため、PFI方式やプロポーザル方式を取り入れるなど、新たな入札・契約制度に係る取り組みについて検討を行います。</p>						総務課
			実施					
126	予定価格の事前公表	<p>入札及び契約手続きの透明性の向上と公正な競争の促進を図るため、平成17年度から、公共工事等の入札において、予定価格の事前公表を試行的に実施していますが、平成18年度からの本格的な導入に向けて検討を行います。</p>	検討					総務課
			実施					

【経営戦略5】 - (5) 監査の充実

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
127	監査機能の強化の研究	<p>監査機能の専門性・独立制を高めるとともに、行政運営の透明性を一層高めるため、担当職員を配置するなど監査体制を強化し、監査対象・監査手続が、固定した前例踏襲的な監査とならないよう、過去の実施状況の勘案及び当該年度の最優先課題を考慮した計画的な監査を実施し、定期監査や随時監査の監査業務について、より一層充実を図ります。</p>		検討				議会事務局
			実施					

【経営戦略5】 - (1) 地域産業の活性化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
128	企業誘致の積極的な推進	<p>地域経済活性化のため、町内に事業所を新設又は拡張する事業者に対して優遇措置を講ずることにより企業誘致を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るとともに、定住人口の増加及び収入の増加を図ります。</p> <p>このため、企業の誘致条例の設置を行い、企業のニーズに合わせた誘致方法を検討し、雇用が見込まれる新たな産業の創出、新しいビジネスモデルの研究なども取り入れ、町財政強化のための税収増や農業者の受け皿としての雇用の拡大を目指すなど、総合的に誘致活動を推進します。</p> <p>特に、総合計画書に位置づけられた東部工業団地の拡張と上陽地区2箇所の開発については、積極的に推進します。</p>						経済産業課室
129	意欲的な経営者の育成と魅力的な個店づくり	<p>個々の商店(リテール)が、どうすればもっと消費者ニーズにマッチしたものとなるのか、繁栄するのかなど、商店の魅力向上・活性化に向けた意欲ある取り組みをソフト面からきめ細かく支援(サポート)し、商店経営者向けの講座や魅力向上に取り組む個店への総合的な経営指導を行うなど、意欲的な経営者の育成と魅力的な個店づくりを推進します。</p>		検討				経済産業課
130	起業・創業の支援	<p>現在行っている創業塾による事業者の育成と商店街空店舗利用による起業の支援に加え、新たな起業・創業を支援するため、起業支援室(インキュベーション室)を設置し、起業家向けの講座やより実践的な経営指導など、「新たな個店の創出」に向けて、積極的な支援を行います。</p>		検討				経済産業課
131	構造改革特区の検討	<p>地域経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要です。地域住民や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を設け、構造改革特区の導入を研究します。</p> <p>この構造改革特区を導入することで、地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域経済の活性化を進めます。</p> <p>また、子育て支援や官学一体となった施策などについても構造改革特区の可能性を検討します。</p>					検討	総務課

【経営戦略5】 - (2) 地産地消の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
132	「玉村町地産地消推進協議会」の設置	<p>地産地消の普及には、地元産の「食」に関する生産者と消費者との信頼関係の構築、地元産を手軽に購入できる仕掛けを町内各地にめぐらせることが必要です。</p> <p>そのためには、生産者だけでなく、消費者の意見を聞くことも重要であり、JA・地元農家・公募住民を中心とした組織を発足し、地元産の「食」の美味しさや安全性、優れた食文化を住民に周知させる啓発・広報・交流活動を推進するとともに、直売所、道の駅における地元農畜産物及びその</p>		検討				経済産業課

		<p>加工品即売の充実・強化、スーパーを含めた地元小売店における地産コーナーの設置、住民グループによる共同購入の普及などを通して、販路を拡大することが重要です。</p> <p>このため、「玉村町地産地消推進協議会」の設置を検討し、地産地消の啓発・普及を図るとともに、農業の振興及び地域経済の活性化を推進します。</p>						
133	「ふれあい朝市」の定例化、「地産地消屋台」の設置	<p>地元農産物の新鮮さ・美味しさ・安全性をアピールするためには、徹底した粘り強い紹介や広告・宣伝、高頻度の味わい体験の場づくりが必要です。</p> <p>そのため、現在、行っている「ふれあい朝市」を平成 18 年度から本格的に定例化し、その紹介・宣伝活動の充実を図るとともに、地元農産物の加工品販売や、その加工品を使用した「地産地消屋台」の設置を検討します。</p>	検討	実施				経済産業課
134	「食育推進事業」における地元農産物の利用	<p>「食」と「農」の相互関係の理解、農業の振興と住民の健康で豊かな食生活の向上を図るためには、地産地消を推進し、「食育推進事業」における地元農産物の利用が必要です。</p> <p>このため、「食育推進事業」の一環として地場産の作物を食材として積極的に利用します。</p> <p>また、学校での食に関する活動の中で、米・麦・野菜等の栽培活動の実施や、それらを使った料理活動により、学校と地元農業従事者との連携強化を図るとともに、子どもたちの地元農産物に対する意識の高揚を図ります。</p>	検討	実施				経済産業課 学校教育課
135	給食における地産地消の推進	<p>現在、学校給食においては、地元で生産される小麦粉を使用した「すいとん」の献立や、きゅうり、小松菜、ほうれん草、ニラ等を多用した献立づくりに取り組んでいます。</p> <p>学校給食における地産地消を一層推進するとともに、保育所においても地産地消を推進するため、食材の品質及び供給量の確保ができるよう、地元農家との連携を深め、JAの協力のもと需要と供給のバランスのとれた地産食材の確保に努めます。</p>	実施				子ども育成課 学校教育課	
136	グリーンツーリズムなど交流事業を通じた農業振興、農村活性化	<p>農業体験・自然体験を軸にした都市・農村間の交流（グリーンツーリズム事業）や生産者と消費者との交流事業などと連動することで農業振興、農村活性化を図ることが求められています。</p> <p>都市生活者や消費者らが農業体験・自然体験・郷土料理体験を楽しめる交流事業のプログラムやイベントを設け、「交流」を通して農業振興・農村活性化を目指す新しい農村サービス活動を創出するため、グリーンツーリズムなど交流事業を通じた農業振興、農村活性化を図ります。</p>	検討	実施				経済産業課
137	地元農産物の加工所の建設	<p>近年、「食」に対する「安心」「安全」への関心、「食」への健康志向が高まるとともに、「JAの直売所や「ふれあい朝市」で売る「新鮮野菜」やその加工品が、再評価されつつあるのが現状です。</p> <p>小麦や特別栽培米、有機栽培野菜などの地元農産物のブランド化や、地元農産物を専用の加工場において「地場産ブランド」として加工し、地元は勿論、県内の消費者に広くアピールし、販路を開くことによって地元農業の活性化を図るため、地元農産物の加工、特産品の開発などを目的とした「加工所」兼「販売所」の設置を支援し、農業の振興及び地域経済の活性化を推進します。</p>	検討				経済産業課	

【経営戦略5】 - (3) 公共施設の環境負荷の低減

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
138	地球温暖化防止実行計画の策定	<p>地球温暖化防止対策については、全地球規模での問題であり、行政自ら率先して取り組まなければならない問題です。各自治体において様々な取り組みがなされていますが、町においても、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する地球温暖化防止実行計画を策定し、公表するとともに、その実行計画に基づく実施状況を公表します。</p> <p>実施にあたっては、電気・燃料使用量等の把握及びその節減行動の徹底による経費縮減、環境負荷の少ない商品等の購入、公用車使用時における経済運転の励行、ノーマイカーデーの実施など、全庁的な温室効果ガス排出量を効果的に削減するとともに、職員の環境意識及び、町民・事業者の意識醸成を図ります。</p> <p>また、温室効果ガスの排出抑制を行政自ら率先して実行することにより、町民・事業者の行う環境に配慮した自主的な取り組みの推進を図ります。</p>		検討	実施			生活環境安全課
139	エコ・アクション21の導入	<p>エコ・アクション21は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンスの評価及び環境報告を一つに統合したものであり、これに取り組むことにより、公共機関や中小事業者等でも自主的かつ積極的な環境配慮に対する取り組みが展開できるとともに、その取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫され、そのガイドラインとなっています。</p> <p>行政自らが事業者、消費者としての側面をもつことから、環境マネジメントシステムの確立やグリーン調達など、環境の保全と創造に資する取り組みを率先して行うとともに、職員一人ひとりが環境配慮への向上にも努め、環境保全の推進を図らなければなりません。</p> <p>町においても、このような主旨により、すべての職員が事務事業等について、総合的かつ計画的に取り組むことができるよう、エコ・アクション21の導入を検討し、これまでの取り組みのさらなる拡大を図り、経費の削減や生産性の向上など経営的な観点からの効果を上げるとともに、環境活動レポートを外部に公表することにより、町民や事業者に対する環境配慮の徹底と、町政に対する信頼性の向上を図ります。</p>		検討	実施			生活環境安全課

【経営戦略5】 - (4) ゴミの減量化・資源化の促進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
140	ゴミ減量化の支援 (生ゴミ処理機の補助の啓発、草木の堆肥化、枝木のチップ化)	<p>資源の有効活用や省エネルギー、ゴミの減量化・資源化の促進、新エネルギーの導入などは、真に住みよい循環型社会を育むとともに、行政コスト低減にもつながります。</p> <p>今後、住民・事業者・行政が相互協力し、低コストでも実効のある、資源・環境に配慮したまちづくりを推進していくことが求められます。</p> <p>ゴミの減量化・資源化の促進の支援として、各家庭から排出されるゴミの減量化と有機肥料としての利用を目的として、生ゴミ処理機の購入助成を引き続き行うとともに、広報紙やホームページ等を活用し、啓発・普及活動を充実します。</p> <p>また、草木の堆肥化、枝木をチップ化して公園や緑地に還元するなど、ゴミ焼却量を減少させることにより、経費の節減を図ります。</p>		検討	実施			生活環境安全課
141	資源ゴミ回収事業の徹底 (集団回収の支援、白トレイの回収)	<p>資源ゴミ回収の徹底として、行政と25行政区の自治組織が一体となったゴミ分別の徹底や資源の再資源化など、一般廃棄物の減量化を図るための新たな仕組みを構築するとともに、集団回収の奨励金制度を見直し、支援強化することにより、牛乳パックや白トレイの回収徹底による資源化の推進や新聞やアルミ缶等の盗難防止、子どもに対するごみ教育の徹底等を図ります。</p>	実施					生活環境安全課
142	一般廃棄物処理の有料化の検討	<p>全国的に、一般廃棄物処理有料化の流れが進んでおり、国においても「原則有料化」との方針が打ち出されています。</p> <p>「適切な料金設定」と「丁寧な住民説明」を前提とし、「ごみ有料化」は、廃棄物の排出抑制と分別・リサイクル促進に効果があるとともに、ごみ問題に対する住民理解を深めるために効果があるため、他の自治体の動向を見ながら、一般廃棄物処理の有料化を検討し、ごみ処理に係るコスト削減、処理施設の延命化を図るとともに、ごみを出さない生活習慣を一層啓発し、ごみ分別の徹底、減量化、再資源化を推進します。</p>		検討	実施			生活環境安全課
143	事業系一般廃棄物収集方法の検討 (ゴミ処理券の発行)	<p>現在、事業系一般廃棄物は、事業者の責任において処理することとして、クリーンセンターへの自己搬入による有料処理、または一般廃棄物収集運搬業許可業者による有料収集が行われています。</p> <p>しかしながら、小規模事業所等においては、地域の収集ステーションに家庭ゴミと一緒に排出している実状があるのも現状です。</p> <p>このため、クリーンセンターへの自己搬入による有料処理などのほか、小規模事業所等については、「ゴミ処理券」を発行し、その券を貼付することで、地域の収集ステーションに排出するルールを設けることを検討します。</p>		検討	実施			生活環境安全課

【経営戦略5】 - (1) 庁内情報共有化の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
144	庁内LANの整備・拡充及び情報共有化によるペーパーレス化の推進	庁内情報及び事務処理をネットワーク化し、庁内LANを基盤とした電子自治体の構築を推進し、ネットワーク社会に対応した行政効率化、行政サービスの向上を図るとともに、既設の庁内LANをより一層活用・拡充し、情報を共有することによりペーパーレス化を推進し、事務の簡素効率化・迅速化を図ります。						総務課
145	定期的なパソコン研修の実施	町民への質の高い行政サービスの提供、行政業務の効率化・簡素化・迅速化を促進する電子自治体を実現する上で、職員の情報活用能力の向上が求められます。 このため、パソコン活用能力の向上により、職員の情報処理能力を高めることによって、電子自治体の推進を支え、情報化の効果を最大限に発揮するための職員育成カリキュラムを立案し、パソコンを利用していく上で必要となる基本的知識の習得を目的とする定期的なパソコン研修を実施します。						総務課
146	基幹業務総合情報システムの導入	住民情報や税務情報をはじめとする基幹業務のシステムを最先端のIT技術を用いて一元化し、事務の簡素合理化と効率化・迅速化を図り、行政サービスの向上を図ります。						総務課 関係課
147	地図情報システムの一元的化	庁内LANネットワーク環境のもとで、税務課の地図情報システムを拡張し、各課において行政計画や管理業務に欠かせない地図情報(人口、商業集積、土地建物利用状況、道路橋梁、河川、都市計画、上下水道、地下埋設物など)をデータベース化し、画像情報とともに各課で共有できる形として一元化を図り、利用していく庁内横断的なシステムについて、そのデータを利用する担当職員で構成する研究組織を設置して、多角的な視点でシステムの再構築を検討します。 このような新たな地図情報システムを導入することにより、データの重複整備を防ぐとともに、各課の情報交換を迅速にし、事務の効率化と住民サービスの向上を図ります。						総務課 関係課

【経営戦略6】 - (1) 効果的・効率的な行政手法の導入

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
148	行政評価制度の導入	住民の満足度を向上させるため、行政活動を評価し、次の活動に結びつけていく、いわゆるPDCAサイクル(Plan計画策定 Do実施 Check検証 Action見直し)を循環させることによって、住民の視点に立った実効ある行政評価制度を導入します。						総務課

149	ISO9001 認証取得(事務の品質向上)	住民を顧客としてとらえ、「住民サービスの向上」と「住民に誇れる開かれた行政サービス」の実現のため、事務事業の手順や体制等を定めたISO9001の認証を取得します。 このISO9001を導入することにより、行政プロセスを管理し、計画策定・実行・検証・見直しというPDCAサイクルの課程毎に業務の内容を明確にし、その促進を改善することで、効果的・効率的な行政サービスの向上を図ります。								総務課
150	他の自治体の先進優良事例の導入	行政改革に対する近時の状況を把握するとともに、他の自治体の先進優良事例の情報収集及び調査研究を積極的に行い、その取組方法や状況を把握することにより、行政改革大綱の策定やその進行管理に役立て、その先進優良事例について導入を行います。								全庁
151	民間の優れた経営手法の導入	町政運営や町民サービスの提供において、コスト削減等の効率性を追求することと、質や満足度の面で高い成果を得ることの両方を同時に達成させるため、人・組織・情報・資金・財政・資産等を最適、最善に管理する手法や町民満足度を高めるサービスの提供手法など民間の優れた経営手法を積極的に導入します。								全庁

【経営戦略6】 - (1) 指針の策定

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
152	外部委託推進に係る指針の策定	民間事業者の経営感覚を取り入れたNPM(ニュー・パブリック・マネジメント)の視点に立った自治体経営を目指すため、外部委託推進に係る指針の策定を行い、行政の適正な管理監督、行政責任の確保、住民サービスの維持向上、行政運営の効率化など多角的な観点から、委託が適当な事務事業については、計画的に推進します。						総務課
153	指定管理者制度導入に係る指針の策定	公の施設の管理について、指定管理者制度導入に係る指針の策定を行い、民間のノウハウを活用し、経費の削減と効率的で利便性の高いサービスを提供するため、指定管理者が行うことが可能で効果的なものについては、職員数と業務のバランスにも配慮しながら積極的に導入します。						総務課

【経営戦略6】 - (2) 事務を含めた業務委託の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
154	クリーンセンター管理事務の委託	クリーンセンターにおけるごみ焼却炉の運転管理業務等については、段階的に委託を進めてきましたが、窓口受付事務などクリーンセンター施設そのものの管理事務の委託化を推進し、行政運営の簡素化・効率化を図ります。						生活環境安全課

155	上下水道料金収納・検針業務等の委託（コールセンター含む）	上下水道料金収納・検針業務等を民間に委託することにより、民間のノウハウを取り入れ、収納率の向上と経費の削減及びサービスの向上を図るとともに、24 時間体制で町民からの苦情や設備トラブルをサポートするコールセンターの設置を検討します。							検討	実施	上下水道課
156	学校用務員業務の委託	平成 17 年度より学校用務員については、2 名体制から 1 名体制に切り替えるとともに、2 校について業務委託化を図りました。今後においても学校用務員の役割について再点検を行い、計画的に業務委託化を推進し、効率的な配置に努めます。							実施		学校教育課
157	学校給食センター調理業務等の委託	学校給食の運営方針について、調理業務等の委託化など、今後のあり方について検討するため、専門の検討委員会を設置し、民間事業者等の調査研究を行い、調理業務等の委託を実施します。							検討	実施	学校教育課

【経営戦略 6】 - (3) 民営化の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課			
			H17	H18	H19	H20	H21				
158	保育所の民営化	保育所の運営方針について、施設の統廃合や民営化など、今後の保育行政のあり方について検討するため、見識者や保護者会代表者からなる民営化検討委員会を設置し、町民に広く理解を得るため協議を行い、平成 19 年度に、まずは一箇所について民営化を実施し、以後、可能な範囲で民営化を推進します。							検討	実施	子ども育成課
159	幼稚園の民営化	平成 21 年度の民営化に向けて、平成 18 年度に民営化推進委員会を設置し、授業料の試算や保護者の意見集約、町民理解の確保など、官民協働の視点から今後のあり方・進め方等を検討し、幼稚園の民営化を推進します。							検討	実施	学校教育課

【経営戦略 6】 - (4) 指定管理者制度の導入

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課			
			H17	H18	H19	H20	H21				
160	指定管理者制度の導入推進	<p>多様化する町民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度導入に係る指針に基づき、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、町民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を積極的に推進します。</p> <p><目標実施年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部スポーツ広場公園 平成 18 年度 ・B & G 海洋センター 平成 18 年度 ・老人福祉センター 平成 18 年度 							検討	実施	関係課

		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設 ・児童館 〃 ・北部公園 ・北部公園サッカー場 ・社会体育館 ・総合運動公園 ・東部工業団地内運動公園 ・東部運動場 ・文化センター ・図書館 	平成 18 年度 平成 19 年度 (2 館) 平成 20 年度 (2 館) 平成 19 年度 平成 19 年度 平成 19 年度 平成 19 年度 平成 19 年度 平成 19 年度 平成 21 年度 平成 21 年度						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【経営戦略 6】 - (5) P F I 事業の先行活用

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
161	P F I 事業の先行活用	住民ニーズを十分に反映した公共事業を展開するため、PFI 事業については、公民の適切な役割分担という観点に基づいた新たなパートナーシップの形成、民間事業者の資金やノウハウの活用、事業機会の創出による地域産業の振興、財政負担の軽減や適切にリスク分担、支出の年度間の平準化等から、新規施設の建設、施設の更新にあたっては、積極的に導入を検討し、PFI 事業の先行活用を推進します。			検討			総務課 関係課

【経営戦略 6】 - (1) 自治体間の協力体制の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
162	広域行政の研究	町民の生活圏の拡大とともに行政を取り巻く諸課題も広域化していることから、これらを広域で的確に対応できる取り組み体制の構築を目指します。 近年の生活様式の多様化、道路交通網の整備や情報化の進展に伴い、町民の活動範囲は行政の区域を超えて広域化してきており、地域の課題は一つの自治体で解決できる範囲を超えてきているのが現状です。 このような、生活の実態に即した広域的な行政需要や多様な住民ニーズへの対応及び事務事業の効率的・効果的な推進のため、事務事業の広域的な推進や近隣市町村との連携強化など広域行政の推進を図るとともに、広域的な視点から業務を行うべきものの推進を図り、常に効果的な広域行政のあり方について検討します。			検討			総務課

地方公営企業も、これらに準じた経営健全化を実施します。